

一般社団法人日本モルック協会

選手登録に関する規程

第1条（名称）

本規程は、一般社団法人日本モルック協会（以下「本協会」という）が会員制度の一部として選手登録の制度を定めるものである。

第2条（目的）

本協会は、次の各号に掲げる目的のため、選手登録制度を設ける。

- (1) 競技環境の公平性を確保するための身元確認および参加資格管理の強化
- (2) 安全対策および競技者プロフィールの一元管理
- (3) 競技団体と円滑なコミュニケーションの実現
- (4) 会費の組織運営への活用による施設維持、大会開催、指導者育成等への寄与

第3条（定義）

本規程において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「選手会員」とは、本規程に基づき本協会に登録された会員をいう。
 - (2) 「一般会員」とは、学生会員およびジュニア会員以外の選手会員をいう。
 - (3) 「学生会員」とは、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校または高等学校に在籍する選手会員をいう。
 - (4) 「ジュニア会員」とは、中学生以下の選手会員をいう。
2. 選手会員の区分は、各年度の4月1日時点の年齢または学籍に基づき決定する。
3. 年度途中において年齢要件または学籍要件に変更が生じた場合の区分変更については、第10条の規定に従う。

第4条（選手の権利）

選手会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

- (1) 本協会が主催する大会への参加申し込み
 - (2) 本協会の支援を通じた国際モルック連盟主催の大会への参加申し込み
 - (3) 本協会が提供する競技情報、技術指導等のサービスの利用
2. 前項の権利は、登録手続完了後に発生するものとする。

第5条（登録事項）

選手会員は、会員登録申請時に次の各号に掲げる事項を本協会に届け出なければならない。

- (1) 氏名、生年月日および性別
 - (2) 住所および連絡先（電話番号、電子メールアドレス）
 - (3) 所属団体または所属クラブ（該当する場合）
 - (4) 緊急連絡先（ジュニア会員の場合は保護者の氏名および連絡先）
 - (5) その他本協会が必要と認める事項
2. 学生会員は、前項各号に加え、在籍する学校名を提出しなければならない。本協会が必要に応じて学生証その他の身分を証明する書類の提出を求めることができる。
3. ジュニア会員の登録申請は、保護者の同意を得て行わなければならない。

第6条（登録手続）

選手会員登録を希望する者は、所定の様式により登録申請を行い、会費を一括で納入しなければならない。

2. 本協会は、前項の登録申請を受理し、会費の納入が完了した時点で、登録を承認するものとする。
3. 登録が承認された選手会員に対し、本協会は **WEB** 会員証を発行する。**WEB** 会員証には、会員番号、氏名、有効期間等を記載する。
4. 本協会は、次の各号のいずれかに該当する場合、登録を承認しないことができる。
 - (1) 申請内容に虚偽または重大な誤りがあるとき
 - (2) 過去に本協会から除名処分を受けた者であるとき
 - (3) 反社会的勢力との関係が疑われるとき
 - (4) その他選手会員として不適格と認められる相当の理由があるとき
5. 前項により登録を承認しない場合、本協会は申請者に対しメールでその旨を通知し、理由を説明する。
6. 前項の通知を受けた者は、通知を受領した日から **14** 日以内に、理由を付した書面により本協会に内部不服を申し立てることができる。

第7条（会費）

選手会員の年会費は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般会員：3,850 円（税込）＋システム利用料 440 円（税込）
 - (2) 学生会員：2,200 円（税込）＋システム利用料 440 円（税込）
 - (3) ジュニア会員：1,100 円（税込）＋システム利用料 440 円（税込）
2. 選手会員登録完了後の会費は、原則として返金しない。ただし、重複して納入された場合その他本協会が相当と認める事由があるときは、返金することがある。
3. 期中での登録であっても、会費に変更はない。
4. 会費の支払い方法は、クレジットカード決済、コンビニ決済その他本協会が指定する方法による。

5. 会費の納入期限は、登録申請時に本協会が指定する。納入期限を過ぎても納入がない場合、本協会は登録を取り消すことができるものとする。

第8条（有効期間）

選手会員登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

2. 新年度の選手登録は、1月から3月までの期間に受け付け、4月1日から有効となる。
3. 期中の選手会員登録は通年受け付け、登録完了日から当該年度末まで有効とする。

第9条（単年度制）

選手会員登録は単年度制とし、第8条に定める有効期間の満了をもって終了する。

2. 翌年度以降も選手登録を行う場合は、各年度において新規登録と同様の手続を行うものとする。
3. 学生会員は、前項の登録にあたり在学証明書または学生証の写しの提出を求められたときは、これを提出するものとする。

第10条（登録事項の変更）

選手会員は、第5条に定める登録事項に変更があった場合、速やかに本協会に届け出て、登録内容の変更手続を行わなければならない。

2. 年度途中において、一般会員、学生会員、ジュニア会員の区分要件に変更が生じた場合、選手会員は速やかに本協会に届け出なければならない。この場合、会費の差額の精算は行わない。
3. 選手会員が正当な理由なく前項の届出を怠り、本協会が選手会員と連絡を取ることができない状態が3か月以上継続した場合、本協会は選手会員登録を抹消することができる。
4. 前項により選手会員登録が抹消された場合、既納の登録料は返還しない。

第11条（譲渡禁止）

選手会員は、選手登録に基づく権利および地位を第三者に譲渡し、または貸与してはならない。

第12条（個人情報の保護）

本協会は、選手会員登録により取得した個人情報を、個人情報の保護に関する法律その他関連法令および本協会の個人情報保護方針に従い、適切に取り扱う。

2. 本協会は、選手の個人情報を次の各号に掲げる目的のために利用する。

- (1) 選手会員登録の管理
- (2) 大会運営および競技記録の管理
- (3) 本協会からの連絡、情報提供

- (4) 統計資料の作成（個人を特定できない形式に加工して利用）
- (5) その他本協会の事業運営に必要な業務
- 3. 本協会は、法令に基づく場合を除き、選手会員の同意なく個人情報を第三者に提供しない。
- 4. 選手会員は、本協会に対し、自己の個人情報の開示、訂正、削除を請求することができる。
- 5. 本協会は、選手会員の個人情報を、退会または除名後 5 年間保管し、その後適切に廃棄する。

第 13 条（肖像権および広報利用）

選手会員は、本協会主催大会などにおいて撮影された自己の写真・映像について、本協会が広報目的で使用することに同意するものとする。

- 2. 商業目的での使用については、事前に選手会員の個別同意を得るものとする。
- 3. 選手会員は、自身が撮影した写真・映像を公開する際には、他の選手・関係者の肖像権に配慮しなければならない。
- 4. ジュニア会員の写真・映像の利用については、保護者の同意を得るものとする。

第 14 条（遵守事項）

選手会員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 暴力行為、脅迫、恐喝その他の反社会的行為
- (2) ハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等を含むがこれらに限られない）
- (3) 八百長、賭博その他の競技の公正を害する行為
- (4) ドーピング（本協会のアンチ・ドーピング規程に違反する行為）
- (5) 他の会員に対して前各号の行為を指示、教唆または幫助する行為
- (6) 他の会員による前各号の行為を黙認する行為
- (7) 本協会の名誉または信用を毀損する行為
- (8) 法令に違反する行為（重大な交通違反を含む）
- (9) その他本協会が不適切と認める行為
- 2. 選手会員は、自らの社会的立場を認識し、常に自らを厳しく律し、本協会の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。
- 3. 選手会員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、その地位を利用して第三者に対し自己の利益を図り、または斡旋・強要をしてはならない。
- 4. 選手会員は、暴力団その他の反社会的勢力の構成員となってはならず、反社会的勢力と交際または取引をしてはならない。
- 5. 選手会員は、反社会的勢力と提携・協力して事業を行い、またはこれらの者の利益のために名前もしくは写真を利用させ、あるいはこれらの者と親密な協力関係にあるかのような印象を与える行動をしてはならない。

第 15 条（懲戒）

本協会は、選手会員が前条各号のいずれかに違反した場合、または選手会員として不適切な行為があった場合、理事会の議決を経て、次の各号に掲げる懲戒処分を科することができる。

- (1) 戒告 メールにより厳重注意を行う処分
 - (2) 出場停止 一定期間、本協会主催大会への出場を禁止する処分
 - (3) 会員資格停止 一定期間、選手会員登録を停止し、選手会員としての権利を制限する処分
 - (4) 除名 選手会員登録を抹消し、再登録を認めない処分
2. 本協会は、懲戒処分を決定する前に、対象となる選手会員に対し弁明の機会を与えなければならない。
 3. 懲戒処分を受けた選手会員は、既納の会費の返還を請求することができない。
 4. 本協会は、懲戒処分の内容を、必要に応じて公表することができる。
 5. 懲戒処分の記録は、処分終了後 5 年間保管する。

第 16 条（除名）

選手会員が次の各号のいずれかに該当する場合、本協会は当該選手を除名することができる。

- (1) 本協会のアンチ・ドーピング規程に重大な違反があったとき
 - (2) 刑事事件で有罪判決が確定したとき（ただし、過失犯および軽微な違反を除く）
 - (3) 虚偽の登録申請を行ったとき
 - (4) 第 14 条に定める遵守事項に重大な違反があったとき
 - (5) 死亡したとき、または失踪宣告を受けたとき
 - (6) その他選手会員として著しく不適格であると認められるとき
2. 前条第 2 項の規定は、本条による除名処分について準用する。
 3. 除名された者は、除名後 3 年間は再登録を申請することができない。ただし、理事会が特に認める場合は、この限りでない。

第 17 条（不服申立及び仲裁）

選手会員は、第 15 条または第 16 条に基づく懲戒処分または除名処分に不服がある場合、処分通知を受けた日から 14 日以内に内部不服申立を行うことができる。

2. 本協会は、不服申立規程に基づき審査を行い、最終決定を行う。
3. 最終決定に不服がある場合、選手会員は決定通知を受けた日から 30 日以内にスポーツ仲裁規程に基づき仲裁申立を行うことができる。

第 18 条（退会）

選手会員は、任意に退会することを希望する場合、メールその他本協会所定の方法により本協会に届け出ることができる。

2. 前項の場合、既納の登録料は返還しない。

3. 退会後に再度選手会員登録を希望する場合は、新規登録と同様の手続を要する。

第 19 条（会員資格の喪失）

選手会員の資格は、次の各号のいずれかに該当する場合に喪失する。

(1) 有効期間が満了したとき

(2) 選手会員が退会を届け出たとき

(3) 除名処分を受けたとき

(4) 第 10 条第 3 項により登録を抹消されたとき

第 20 条（未成年者の特別保護）

本協会は、ジュニア会員の健康、安全および福祉を最優先に考慮し、適切な配慮を行う。

2. ジュニア会員の保護者は、選手会員としての活動について適切に監督する責任を負う。

3. 本協会は、ジュニア会員に対するハラスメント、虐待等の防止に努める。

第 21 条（合理的配慮）

障害のある選手会員については、本人の申し出に基づき、本協会は合理的配慮の提供に努める。

2. 配慮の内容については、選手会員、本協会、大会主催者の三者で協議の上、決定する。

第 22 条（規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

第 23 条（委任）

本規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

（施行期日）

1. この規程は、2026 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2. この規程の施行前に旧規程に基づき選手会員登録を行った者は、当該登録の有効期間満了までの間、この規程に基づき選手会員登録を行ったものとみなす。

3. この規程の施行前に旧規程に基づき懲戒処分を受けた者に対しては、なお従前の例による。

（旧規程の廃止）

4. 令和 6 年 1 月 1 日施行の選手会員に関する規程は、この規程の施行をもって廃止する。